

N-1-6 計測器業務マニュアル

2020年 4月 1日 制定
2024年 4月 1日 第2次改正
(所管)配電部

目次

I. 一般事項

1. 目的	1
2. 業務の範囲	1
3. 用語の定義	1
4. 本マニュアルの位置付けと関連マニュアル	1

II. 業務体系

1. 計画業務	2
2. 工事業務	2
3. 管理業務	2
4. 関連業務	2
5. 業務委託	2

III. 計画業務

1. 予算計画	5
2. 検満工事計画	6

IV. 工事業務

1. 設備工事	7
2. 検満工事	9
3. 補修工事	11

V. 管理業務

1.	予算管理	1 3
2.	未竣工工事管理	1 4
3.	定数管理	1 4
4.	受払管理	1 4
5.	計測器箱・板数管理	1 5
6.	設備管理	1 6
7.	業務品質管理	1 7
8.	一般送配電業務の中立性・信頼性確保に関する管理	2 2

VI. 関連業務

1.	購買・請負	2 3
2.	資材調達	2 3
3.	事故処理	2 3
4.	その他	2 3

VII. 計測器業務の委託

1.	委託業務	2 4
2.	委託の予算および実施計画	2 4
3.	委託の付託および受託	2 4
4.	業務の実施	2 4

I. 一般事項

1. 目的

本マニュアルは、お客さまの電気料金取引に使用する計測器について、適正な計量の維持を確保すべく、計量法および関係する政令・省令ならびに当社の各種約款※を遵守した計測器業務の基本的事項に関わる取り扱いおよび内容について定め、計測器設備全体について円滑な業務運営を図ることを目的とする。

※各種約款とは、電気供給約款（特定一般小売供給約款）、電気標準約款〔低圧〕、電気標準約款〔高圧〕、離島供給約款〔低圧〕、離島供給約款〔高圧〕、電気最終保障供給約款、託送供給等約款をいう。

2. 業務の範囲

計測器業務の範囲は、「計画業務」「工事業務」「管理業務」「関連業務」「業務委託」であり、その詳細は後述「II. 業務体系」による。

なお、本マニュアルでは、特別高圧を除く高低圧計測器業務に関わる各業務の基本的事項を定める。

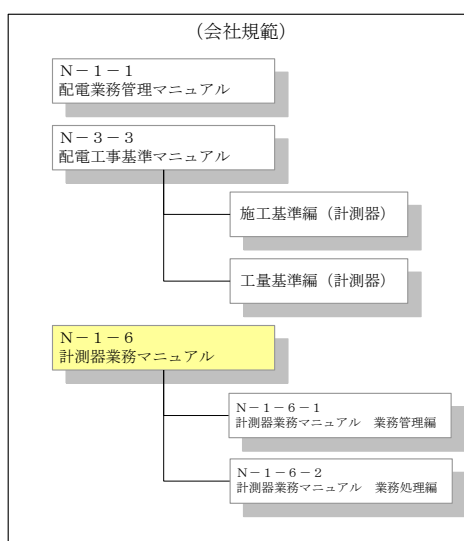
詳しい内容および本マニュアルに記載のある帳票は、「N-1-6-1 計測器業務マニュアル業務管理編」および「N-1-6-2 計測器業務マニュアル業務処理編」による。

3. 用語の定義

本マニュアルで使用する用語は、次のとおりとする。

- (1) 計測器……………計量器、変成器、契約用安全ブレーカおよびタイムスイッチ等の総称
- (2) 計量器……………電力量計（単独計器または変成器付計器および電子式計器または機械式計器、スマートメーター）、最大需要電力計、無効電力量計等
- (3) 変成器……………計量器に付属して使用する計器用変圧変流器および変流器
- (4) 計測器箱……………計器箱、変流器箱、計器用保護カバーの総称
- (5) 契約用安全ブレーカ(SB)…電流制限器
- (6) タイムスイッチ(TS)…通電制御スイッチ
- (7) 試験用開閉器……………高圧変成器 2 次配線で変成器と計量器との間に設ける開閉器
- (8) その他付属品……………電磁接触器(MC)、高圧開閉器、補助継電器、通信端末等

4. 本マニュアルの位置付けと関連マニュアル



Ⅱ．業務体系

計測器業務の体系は、「計画業務」「工事業務」「管理業務」「関連業務」「業務委託」の5つに分類され、それぞれ以下の業務を行う。

なお、業務体系図および計測器業務の年間スケジュールは、次頁のとおり。

1．計画業務

予算計画および検満工事計画を行う。

2．工事業務

設備工事、検満工事、補修工事および18ヵ月超過工事の工事設計、工事発注、資材受払、施工、工事検収および設備登録を行う。

3．管理業務

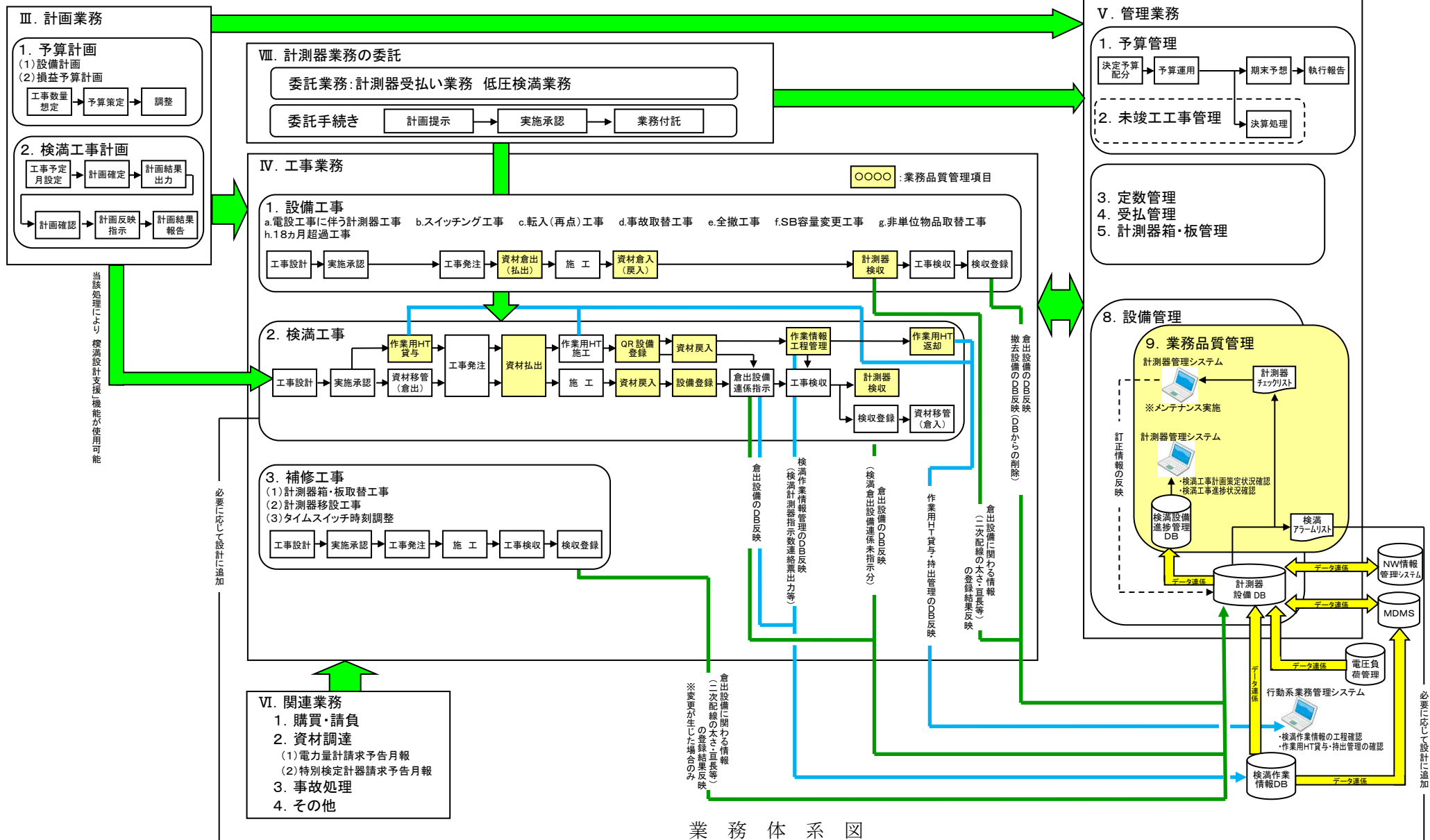
予算管理、未竣工工事管理、定数管理、受払管理、計測器箱・板数管理、設備管理および業務品質管理を行う。

4．関連業務

購買・請負、資材調達、事故処理およびその他業務を行う。

5．業務委託

計測器受払い業務および低圧検満業務の委託関係業務を行う。



業務体系図

計測器業務の年間スケジュール

年 間 予 定	
月	項 目
4月	①一般損益予算（下部配付） ②第4四半期決算処理[建仮（特定）]
5月	
6月	①資材棚卸 ②計測器工事設備計画策定（工事数量策定） ③竣工確認（「竣工件名 未竣工データ一覧表」の出力・整理）【1回目】
7月	①検満工事計画策定（下期工事分） ②期末予想[建仮（特定）、一般修繕、一般損益]【1回目】 ③第1四半期決算処理[建仮（特定）]
8月	
9月	①計測器工事設備計画策定（予算策定） ②竣工確認（「竣工件名 未竣工データ一覧表」の出力・整理）【2回目】
10月	①短期収支計画策定[修繕、除却、一般損益] ②第2四半期決算処理[建仮（特定）] ③期末予想[建仮（特定）、一般修繕、一般損益]【2回目】
11月	
12月	①竣工確認（「竣工件名 未竣工データ一覧表」の出力・整理）【3回目】
1月	①年度予算計画策定[修繕、除却、一般損益] ②検満工事計画策定（翌上期工事分） ③期末予想[建仮（特定）、一般修繕、一般損益]【3回目】 ④第3四半期決算処理[建仮（特定）]
2月	
3月	①建仮（特定）工事予算決定通知 ②一般修繕予算決定通知 ③一般損益予算決定通知 ④竣工確認（「竣工件名 未竣工データ一覧表」の出力・整理）【4回目】 ⑤計測器業務委託の付託

Ⅲ. 計画業務

計画業務は、「予算計画」「検満工事計画」に分類される。

1. 予算計画

需要動向および社会情勢をふまえ、予算編成方針ならびに収支状況から必要性、優先度を考慮し、予算計画を策定する。

予算計画種別	対象項目
設備計画	①計測器工事（建仮（特定））の設備計上額
短計・年計 （損益予算計画）	①一般修繕費（計測器修繕工事） ②計測器工事（建仮（特定））の取替修繕費 ③計測器工事（建仮（特定））の固定資産除却費 ④計器修理費 ⑤一般損益予算 ・委託費…計測器受払い業務、低圧検満業務等 ・諸費…工事不要手数料

※予算計画の詳細は、本店配電部の「配電予算管理・計画の手引き」を参照する。

(1) 設備計画

翌年度から5ヵ年間の計測器工事の設備計画を統括支店が策定し、上長確認を得る。

実施項目	実施内容
工事数量の想定	5ヵ年における低圧・高圧の設備工事（新設工事・容変工事・事故取替工事等）および検満工事の工事数量を想定する。
予算策定	想定した工事数量および本店配電部で算定した工事種別単位の平均工事単価に基づき、策定した低圧および高圧の工事予算に、特別高圧・スポットネットワークおよび自動検針等の個別件名をあわせた工事種別毎の5ヵ年の工事予算を策定する。
調整	本店配電部設備計画担当箇所からの協議に応じて原案を調整する。 なお、調整結果は、本店配電部から統括支店へ通知する。

(2) 損益予算計画

統括支店単位に、委託費（計測器受払い業務、低圧検満業務等）、諸費（工事不要手数料）、一般修繕工事および修繕費（計器修理費）について予算を策定し、上長確認を得る。

なお、計器修理費は本店配電部から周知される。

2. 検満工事計画

検満工事計画とは、半期分の検満工事の計画であり、有効期間満了の年月を超過した計測器の使用を防止することを目的に、検満工事を漏れなく計画的に推進するために策定する。

検満工事計画は、毎年7月・1月に計測器管理システムにより策定するものとし、その標準的な手順の概要は次のとおりとする。

手順	実施項目	実施内容	システム処理
①	検満工事計画データ抽出	毎年6月末・12月末に検満工事対象となる設備データがシステムにより自動抽出される。	○
②	検満工事計画データ出力	【上長によるシステム処理】 次のデータをシステムから出力する。 「高圧検満計画対象お客さまデータ」 …お客さまとの停電調整および負担金対象の確認に活用【上長のみ出力可能】 「検満計画データ作成エラーリスト」 …⑥の手順で使用	○
③	工事予定月設定	【上期工事計画は「1月中」、下期工事計画は「7月中」に実施】 低圧の場合…「ブロッカー住所（ブロッカー住所一街区）」単位で設定する。 高圧の場合…「お客さま」単位で設定する。	○
④	検満工事計画確定	低圧・高圧のそれぞれについて検満工事計画を確定する。 両方の計画確定処理の翌営業日以降に⑤の帳票が出力可能となる。	○
⑤	検満工事計画結果出力	「計測器月別検満計画表」および「特別検定計器請求予告期報」をシステムより出力し、計画内容について確認のうえ、上長回付する。	○
⑥	(帳票補正)	②により「検満計画データ作成エラーリスト」に対象がある場合は、その内容を⑤の帳票に反映（手補正）する。	
⑦	(計画取消)	工事予定月の変更等、計画内容の見直しが発生した場合は「計画取消」処理を実施し、③以降の手順を再度実施する。	○
⑧	検満工事計画確認	上長は回付された「計測器月別検満計画表」および「特別検定計器請求予告期報」により計画内容を確認し、問題がない場合は⑨の処理を実施する。	
⑨	検満工事計画反映指示	【上長によるシステム処理】 当該処理により「検満設計支援」が可能となる。	○
⑩	データ出力	⑨の翌営業日に次のデータを上長が出力する。 「高圧検満工事対象お客さまデータ※」 …料金担当箇所における無線検針対応などの事前準備に係わる資料として依頼された場合は送付する。 ※【参考】負担金対象の確認にも使用可能	○
⑪	帳票送付	各事業所は「計測器月別検満計画表」および「特別検定計器請求予告期報」を指定期日（上期工事計画は「1月末」、下期工事計画は「7月末」）までに資材担当箇所へ送付する。	

※低圧検満業務を委託している事業所においては、③～⑦の業務を委託会社にて実施する。

IV. 工事業務

計測器工事は、「設備工事」「検満工事」「補修工事」に分類される。

1. 設備工事

設備工事には、お客さまからの申込みによる工事のほか、計測器不良等による事故取替工事（非単位物品の事故取替工事の場合には「非単位物品取替工事」を適用）がある。

（1）電設工事に伴う計測器工事

電気工作物の新設、増設、変更等に伴う計測器工事。

（2）スイッチング工事

他の小売事業者への契約切替による従来計器からスマートメーターへの取替工事。

（3）転入（再点）工事

転出中の家屋に入居することに伴い、電気を使用し、新たに電気の需要を開始する場合に伴う計測器工事。18ヵ月超過工事等により計測器が撤去された箇所に対して、契約の復活が発生した場合の計測器の取付工事も含む。

（4）事故取替工事

計測器事故に伴う計測器の取替工事。

（5）全撤工事

住宅の取壊し等に伴う計測器の撤去工事。

（6）SB容量変更工事

契約容量の増加または減少に伴うSB容量変更および計器SB使用によるSB撤去やSB素通り器具取付工事。

（7）非単位物品取替工事

非単位物品（SB（容量変更以外の取替）、TS、MC、その他付属品の取替工事。

（8）18ヵ月超過工事

原則として全廃後18ヵ月を超過した単独計器（電子式計器、大容量計器を除く）の撤去工事。

18ヵ月超過工事の実施方法については、別に定める「契約廃止後長期未使用計器の撤去の手引き」によるものとする。

設備工事に伴う標準手順の概要は次のとおりとする。
 なお、工事設計の一連処理は計測器管理システムにより行う。

手順	実施項目	備 考	システム 処理
①	工 事 発 生	設備工事の受付	
②	(図 面 照 査)	電設付帯工事の場合	
③	計 測 器 の 選 定	システムによる自動選定を行う場合は除く。	
④	計測器工事設計	関連書類の発行を含む。	○
⑤	設 計 起 案		○
⑥	設 計 審 査		
⑦	工 事 実 施 承 認	【上長による電子決裁】	○
⑧	工 事 発 注		
⑨	計 測 器 倉 出 (倉 出 確 定)	計測器の倉出が発生する場合に限り、受払箇所において倉出設備のシステム登録、計測器の払出および倉出確定処理を実施する。	○
⑩	工 事 実 施		
⑪	(設 計 修 正)		○
⑫	計 測 器 倉 入	計測器の倉入が発生する場合に限り、受払箇所へ取外計測器を倉入(戻入)する。	
⑬	計 測 器 検 収	<p>現地調査時(低圧の場合しゅん工調査、高圧は送電時)に実施する計測器工事の検収作業において、計器指針・計器定格電流(容量)・乗率・計器No.・検満年月・変成器容量・変成器受検年月・合番号・二次配線亘長・二次配線太さ等の計測器諸元を確認する。</p> <p>変成器付計測器工事の検収作業には、施工の際に使用した「変成器付計測器工事自主検査票兼現地検査処理票」を用いて、施工状態の確認を行う。</p> <p>倉出設備に係る情報(二次配線太さ・亘長等)登録等のシステム処理を含む。</p>	○
⑭	倉 入 確 定	計測器の倉入が発生する場合に限り、受払箇所において倉入確定処理を実施する。	○
⑮	工 事 検 収		○
⑯	検 収 登 録	【上長によるシステム確認処理】	○
⑰	竣 工 処 理	関連箇所への書類等を回付する。	
⑱	工 事 竣 工		
⑲	関係書類の保管		

※事故取替工事、非単位物品取替工事および全撤工事等で直営または委託にて実施する場合は、計測器の倉出・倉入処理のために計測器工事設計を実施する。

2. 検満工事

検満工事とは、計量法により定められた有効期間が満了する前に計測器を取替える工事であり、その標準手順の概要は次のとおりとする。

なお、検満工事業務の一連処理は計測器管理システム、行動系業務管理システムにより行う。

手順	実施項目	備 考	システム 処理	
			計測器 管理 システム	行動系 業務 管理 システム
①	工 事 発 生	検満工事計画により検満工事予定となったものが対象		
②	計測器工事設計	検満設計支援による設計書の作成	○	
③	設 計 起 案		○	
④	設 計 審 査			
⑤	工 事 実 施 承 認	【上長による電子決裁】	○	
⑥	計 測 器 倉 出 (倉出確定)	本店倉庫の委託会社へ「計測器倉出・倉入合計票」と「特別検定計器予告月報」を送付することにより、計測器の移管※ ¹ （倉出）請求を行う。 なお、倉出完了後、本店倉庫の委託会社にて倉出確定処理を実施する。	○	
⑦	作業用HT貸与	配電担当箇所は、施工会社へ作業用HTを貸与する。 行動系業務管理システムの「配置・利用事業所管理」の備考欄にて適切に管理する。		○
⑧	検満作業情報確認および更新	配電担当箇所もしくは低圧検満業務委託先は、行動系業務管理システムの検満作業情報管理に検満工事設計が連係していることを確認する。 検満作業情報の工事別ステータスを「未着手→HT連係中」へ更新し、作業用HTへ作業情報を連係させる。		○
⑨	工 事 発 注	計測器工事票、検満計測器工事票、工事対象需要者への配布帳票一式〔ほくでんネットワークから電気メーター取替時のお知らせ、停電作業による電気メーター取替時のお問い合わせ、ほくでんネットワークから電気メーター取替完了のお知らせ〕（単独計器の場合）、変成器付計器取付取外指針票（G票）（変成器付計器の場合取付計器に添付する）および変成器付計測器工事自主検査票兼現地検査処理票（変成器付計器の場合、自主検査および工事検収に使用する）施工会社に渡し、検満工事を発注する。		
⑩	計 測 器 払 出	本店倉庫から倉出された計測器を施工会社へ払出する。		
⑪	工 事 実 施	<作業用HT使用の場合> 施工会社は、作業用HTを使用して検満工事を実施し、作業用HTを返却処理（もしくはデータ更新）することにより、作業完了情報（30分指示数、検満倉出設備情報など）を行動系業務管理システムへ連係させる。		○

手順	実施項目	備 考	システム 処理	
			計測器 管理 システム	行動系 業務 管理 システム
⑫	計 測 器 戻 入	施工会社は検満計測器工事票等と共に撤去計測器を戻入する。		
⑬	検 満 倉 出 設 備 登 録	作業用HT未使用の場合、検満計測器工事票の内容に誤りがないことを確認後実施する。	○	
⑭	検満計測器工事 の 受 け 渡 し	作業用HT未使用の場合、料金担当箇所へ検満計測器工事票を回付する。	○	
⑮	(設 計 修 正)	必要に応じて、無停電、割増、工事不要手数料の修正を実施する。	○	
⑯	デ ー タ 出 力	【上長によるシステム処理】 必要に応じて、「検満工事設計対象お客さまデータ」をシステムから出力する。	○	
⑰	検満作業情報の 工 程 確 認	行動系業務管理システムにて当該工事設計の検満作業情報のステータスを確認し、未処理の検満作業情報が無いか確認する。		○
⑱	作業用HT返却	施工会社は、配電担当箇所へ作業用HTを返却する。 行動系業務管理システムの「配置・利用事業所管理」の備考欄にて適切に管理する。		○
⑲	工 事 検 収		○	
⑳	検 収 登 録	【上長によるシステム確認処理】	○	
㉑	計 測 器 倉 入 (倉 入 確 定)	本店倉庫の委託会社へ「計測器倉出・倉入合計票」と「計測器返納連絡書」を送付することにより、施工会社から戻入された計測器の移管(倉入)請求を行う。 なお、倉入完了後、本店倉庫の委託会社にて倉入確定処理を実施する。	○	
㉒	工 事 竣 工			
㉓	関 係 書 類 保 管			

※1 移管とは本店倉庫から各計測器倉庫への計測器の補充や引き上げ等、各計測器倉庫間で計測器をやり取りすることをいい、移管に際しては上長の確認を得る。

なお、「計測器倉出・倉入合計票」は検満工事における計測器の移管書類であり、送付を怠ると移管されないことから、確実に実施する。

※2 低圧検満業務を委託している事業所は、②・⑦の一部・⑫・⑭の業務を委託会社にて実施する。

3. 補修工事

(1) 補修工事の種類

補修工事とは、主に設備保全を目的とした工事をいい、「計測器箱・板取替工事」「計測器移設工事」「TS時刻調整」に分類される。

a. 計測器箱・板取替工事

計測器箱・板の破損・腐蝕により取替えが必要な場合に工事を行う。

b. 計測器移設工事

落雪による計測器破損・脱落のおそれがある箇所や検針支障等、当社の都合により計測器を移設する場合に工事を行う。

c. TS時刻調整

検針などでTSおよび電子式計器の時刻ずれが発見された場合に行う。

(2) 発注方法

「計測器管理システム」による発注とする。標準手順の概要は次のとおり。

手順	実施項目	備考	システム処理
①	工事発生		
②	計測器工事設計	関連書類の作成を含む。 計測器箱・板取替工事…「計器箱・板修繕工事内訳表」等 (各事業所独自で作成している様式も可) 計測器移設工事…「計測器関係修繕工事設計書」 TS時刻調整 …「計測器工事設計票(一般用)A票」	○
③	設計起案		○
④	設計審査		
⑤	工事実施承認	【上長による電子決裁】	○
⑥	工事発注	「計測器工事票」および「関連書類」による。	
⑦	工事実施		
⑧	(設計修正)		○
⑨	工事検収	計測器移設により設備情報(二次配線太さ・亘長等)に変更が発生した場合は、当該情報のシステム登録処理を含む。	○
⑩	検収登録	【上長によるシステム確認処理】	○
⑪	工事竣工		
⑫	関係書類保管		

なお、保安上、至急の対応が必要な場合は、「計測器箱・板修繕工事内訳表」等(各事業所独自で作成している様式も可)で上長の確認後に発注することを可とし、この場合は事後で「計測器管理システム」にて設計する。

施工会社が発見した計測器脱落、計測器箱・板破損等取替の取扱いは次のとおり。

- a. 施工会社は当社へ電話連絡する(発見時に当社への連絡が不可能な場合は工事不可)。
- b. 電話により、当社が工事の是非や、保安上、至急の対策が必要かを判断する。

(3) 検収方法

計測器箱・板取替工事の検収方法は次のとおりとする。

検収方法	箱板破損の発見経緯による工事区分	検収方法の詳細
現地検収 (抜取り)	施工会社が箱板破損を発見し連絡があった工事	<ul style="list-style-type: none">・当社が、工事前の現地確認が出来ない場合を対象とする。・施工会社毎に月5%程度を抜き取りし現地検収する。・施工件数の5%が1件に満たない場合においても、最低1件は現地検収を行う。・施工会社が発見時と工事後の状態を携帯電話等で写真撮影し、当社が確認した場合は書類検収とすることができる（施工会社で協力可能な場合に限る）。・写真で確認した場合は、書類等に「写真確認済」と記載する。
書類検収	上記以外の工事	<ul style="list-style-type: none">・施工会社の自主検査結果を、配電が書類検収する。

V. 管理業務

管理業務は、「予算管理」「未竣工工事管理」「定数管理」「受払管理」「計測器箱・板数管理」「設備管理」「業務品質管理」に分類される。

1. 予算管理

予算管理は、予算執行箇所（各事業所）と連携の上、統括支店が行う。
主な流れは次のとおりであり、各管理項目における実施内容については上長確認を得る。

実施項目	実施内容	実施時期
決定予算の配分	本店配電部から配分された予算について、統括支店は科目あるいは工事区分別に振分ける。	年度始め (4月)
予算執行管理	各事業所は月次の執行状況を把握 ^(注) し、増減が著しいものについて統括支店へ理由を報告する。 統括支店は各事業所の工事実施状況を把握し、必要に応じて予算と実績との差異理由を確認するなど、統括支店管轄区域内の予算管理を行う。 本店配電部あるいは統括支店の指示に基づき、各事業所は執行調整を行う。	毎月
予算運用	統括支店は配分予算の範囲内において、統括支店管轄区域内の予算運用を行う。配分予算を超過する場合は本店配電部と連携すること。	都度
決算処理	建仮（特定）工事における竣工および未竣工データ確認作業を行い、誤計上データ等について訂正するもので、経理担当箇所からの依頼により実施する。また、これにあわせて実施する資産単位物品の照合については、本店配電部からの依頼により実施する。	四半期毎 (6, 9, 12, 3月)
期末予想	各事業所の予算執行状況および工事実施予定等をもとに、統括支店管轄区域内の期末予想を作成し本店配電部へ報告する。 本店配電部あるいは統括支店の指示に基づき、各事業所は執行調整を行う。	7, 10, 1月

※予算管理の詳細は、本店配電部の「配電予算管理・計画の手引き」を参照する。

(注) 月次の執行状況の把握は、次の帳票により実施する。

予算区分	帳票名	出力箇所
建仮（特定）予算	計測器工事予実算管理表（建口）、計測器工事予実算管理表（除口）、計測器建仮工事月報（建設工事口）、計測器建仮工事月報（除却工事口）	計測器管理システム
修繕予算	計測器工事予実算管理表（修繕・諸費）、計測器関係修繕工事月報	
受払い委託費 （工事組合）	計測器受払業務委託実績表（当社用）	
受払い委託費 （北海電気工事）	計測器受払業務委託実績表（当社用）	
低圧検満委託費 （北海電気工事）	計測器工事委託実績表	
工事不要手数料	配電計器工事債務内訳表	本店ホスト

※包括委託分については、配電総合システムから出力される「業務委託実績表（設計以外）」でも確認可能。

2. 未竣工工事管理

工事実施承認した工事について、長期（倉出後3カ月超過）未竣工工事の工事データを次の方法により確認し、工事の進捗状況を把握するとともに、工事完了後すみやかに竣工処理を行う。

実施項目	実施内容	実施時期
長期未竣工工事の管理	計測器管理システムの「計測器未竣工工事内訳表」印刷画面にて、出力指定と倉出超過月数を選択して長期未竣工工事を確認するとともに「計測器未竣工工事内訳表」を出力し、工事発注先へ施工状況・予定等の状況を確認した結果を帳票に明記*の上、上長確認を得る。 ※負担金対象工事がある場合、未竣工理由について特に注意する。	毎月
竣工漏れ工事の確認	四半期毎（6・9・12・3月）に経理担当箇所より送付される「竣工件名未竣工データ一覧表（計器）」に基づき、竣工漏れ工事について、再竣工処理を行うとともに、長期未竣工工事を管理する。 【上長確認要】	四半期毎

3. 定数管理

定数とは、計測器倉庫単位に必要な種類および数量を過去の実績に基づき定めた計測器の種類および数量をいう。

定数管理とは、主に計測器倉庫の残数管理であり、定数を日常運用していくうえで差異発生防止のために定期的または必要に応じて数量の照合、確認を行うことをいい、計測器の移管日（補充・引き上げ）等に合わせ、資材システム（貯蔵品管理システム）から残高照合表を出力し計測器の残高照合および保管状況等について調査を行うものである。

4. 受払管理

各計測器倉庫における日々の計測器受払について、資材システム（貯蔵品管理システム）の「業務処理工程検索（電力量計受払）」画面により、前日の計測器工事設計票の機械処理、データ集計日、その他システムによる移管入力等により発生した当日処理可能な業務件数および前日以前の未処理件数を確認し、該当業務内容について入力処理を行う。なお、管理方法の詳細は「貯蔵品管理システム（計測器管理機能）取扱説明書」による。

計測器工事の実施に伴う計測器受払業務の委託先（北海電気工事を除く）への委託費の支払いについては、次の手順により毎月実施する。

手順	実施項目	実施内容
①	委託費の請求	受払委託先は、毎月月初めの営業日に「計測器受払業務委託実績表（委託先用）」を計測器管理システムから出力し、当社配電担当箇所に請求書（適格請求書）を提出し、委託費の請求を行う。
②	委託費の審査	配電担当箇所は、①により委託先から提出された請求書（適格請求書）の内容について、計測器管理システムから出力した「計測器受払業務委託実績表（当社用）」を基に、その内容を審査する。
③	委託費の支払い	新会計システム（会計モニター）により委託費の支払い手続きを行う。【上長による電子決裁】 なお、①により委託先から提出された請求書（適格請求書）を会計モニターの証拠書類（電子保存）として添付する。ただし、支払い誤り等が発生した場合は、委託先より内容修正した請求書の提出依頼を行い、訂正処理を実施する。

5. 計測器箱・板数管理

（1）工事組合管理

1 1 地区工事組合は各組合単位に、システムから毎月出力する「計測器工事会社別計器箱板個数月報」で集計される計測器箱・板の材料数と、当該各組合の計測器箱・板払出数を比較し、整合性を確認する。確認の結果、数量に大きな差がある場合^(注)は、1 1 地区工事組合が差異原因の調査を行う。

1 1 地区工事組合は管理結果を半期毎に、当該組合の所在地である事業所へ報告する。報告内容については、上長確認を得る。

（注）大きな差とは、[材料数>払出数]の差が2半期連続して50個以上とする。

（2）配電管理

新契約システムおよび簡易発注システムにより購入し、施工会社へ直接払出している計測器箱・板（主に、無停電改良型計測器箱が該当）については、計測器システムと関係されていないことから「計測器工事会社別計器箱板個数月報」に反映されない。

このため、該当する事業所においては、工事会社への払出数と計測器工事設計票の設計数（竣工数）との整合性をそれぞれ確認する。確認の結果、数量に大きな差がある場合^(注)は、1 1 地区工事組合が差異原因の調査を行う。

確認結果は、半期毎に上長確認を得る。

（注）大きな差とは、[設計数（竣工数）>払出数]の差が2半期連続して50個以上とする。

6. 設備管理

計測器設備情報は計測器管理システムにて管理しており、必要の都度、メンテナンス（下表の対応方法欄に記載している処理）を行う。

システムに登録された計測器設備データおよびお客さま情報は、システム内で定期的に次の処理を実施しており、処理の結果、異常が発生した場合は「未反映契約異動データ一覧」や「計測器チェックリスト」が作成されるため、当該帳票をシステムから出力の上、メンテナンスを実施する。

なお、「未反映契約異動データ一覧」、「計測器チェックリスト」は上長確認を得た上で1年間保存する。

実施項目	実施内容	対応方法	実施時期
完了異動データ 連 係	ネットワーク情報管理システムからの「完了異動情報」により、お客さま情報を更新する処理	NW情報管理システムから 連係された完了異動情報のN Wシーケンス番号（連係 Key 情報）が計測器管理システム に存在しなく、お客さま情報 が更新できなかったものが、 「未反映契約異動データ一覧」 に出力されるため、出力デー タについて対処する（対処方 法は、「計測器管理システム__ オンライン操作ガイド」を参 照）。	都度
計 測 器 設 備 整合性チェック	配電計測器設備データベース の内容に不整合がないかをチ ェックする処理	不整合がある場合にリスト 出力されるため、その内容に 応じて内容を確認の上、計測 器設備登録訂正にて正しい情 報に手修正する。	毎月
引込柱No.更新	配電総合システム（電圧負荷 管理）により管理されている 引込柱No.を取得し、計測器お 客さま情報を更新する処理	（チェックリスト対象外）	都度

また、計測器管理システムにて管理している計測器設備情報は、システムからデータ（CSV）出力することが可能である。

データの出力機能としては、現在のお客さま情報および設備情報を出力する「計測器設備ダウンロード」、ならびに、年度末の設備情報（計器・受量器、変成器、タイムスイッチ、併用開閉器、契約用安全ブレーカ等）を出力する「年度末設備情報ダウンロード」がある。

7. 業務品質管理

計測器業務における適正な業務処理を行うため、次の内容を実施する。

(1) 有効期間の管理

実施項目	実施内容	実施時期
計測器検満アラームリストの確認徹底	<p>計測器管理システムに登録された計器に関して、有効期間満了の年月まで3ヵ月以下となった設備は「計測器検満アラームリスト」が作成されるため、各事業所においては当該帳票を毎月システムから上長が出力する。</p> <p>担当者は、当該リストに対して工事の有無、登録内容の確認、検満迄月数「0ヶ月」のお客さま管理(補足事項、対応履歴の確認)、オプション計測器の設備保守管理※などを行った後、上長確認を得る。</p> <p>なお、必要な場合は検満工事設計に追加する。</p> <p>※オプション(OP)計測器に該当する契約区分は、当該リストの契約区分欄に「OP」と表示する。OP計測器は撤去完了までの期間、当該リストの備考欄に自動印字する情報(撤去予定年月日・巡視年月日)で管理する運用としている。</p>	毎月
計測器データ更新時の上長決裁	<p>計測器の設備情報をシステムで登録・訂正した場合に自動出力される「計測器設備訂正承認リスト」について、重要諸元(検満年月、受検年月等)の更新に対して不整合がないかを上長が確認する。</p> <p>なお、計測器情報に関する重要諸元の設備登録訂正については、上長に電子決裁を受ける。</p>	都度
計測器設備データの整合性確認	<p>前述「6. 設備管理」における計測器設備整合性チェック処理による「計測器チェックリスト」において、検満年月、受検年月のチェックによるエラーの有無について、担当者の処理とは別に上長も確認する。</p> <p>なお、確認した結果、適正な情報に修正する場合は、上記「計測器データ更新時の上長決裁」による。</p>	毎月
取付・取外設備情報の確認	<p>検満倉出設備登録におけるQRコード読み取り時に、取付計器の「相・線・電圧」と取外計器の「相・線・電圧」をシステムチェックし、一致しない場合はエラーとなるため、エラー発生時には登録内容の確認を行い、適正なデータにて処理を行う。</p> <p>エラーが発生した場合は、工事場所誤りの可能性が高いことから、確実に処理する。</p>	都度

(2) 変成器付計測器における施工状態の管理

変成器付計測器について、「合番号・乗率・容量の組み合わせ誤り」、「二次配線接続誤り」および「変成器の電源負荷接続誤り」の防止を目的に、次の内容を実施する。

実施項目	実施内容	適用工事種別	実施時期
変成器付計測器取付取外指針票（G票）の添付	「変成器付計測器取付取外指針票（G票）」（以下、「G票」という。）を、払出・戻入時に計器および変成器に添付する。 なお、検満工事においては、取付計測器に添付されたG票を取外計測器にそのまま添付した状態で計測器倉庫に戻入する。	設備工事 および 検満工事	都度
取付・取外計器の整合性確認	計測器倉庫に戻入された取外計測器に添付されたG票に記載されている取付計測器の情報をもとに、取付・取外計測器および計器と変成器の合番号、容量等の整合性について確認する。	検満工事	都度
書類検収時における整合性確認	検満工事票に添付された「変成器付計測器工事自主検査票兼現地検査処理票」により、計器と変成器の合番号、容量等の整合性および二次配線接続や変成器の電源負荷接続が正しいことを確認する。	検満工事	都度
現地検収時における整合性確認	現地調査時（低圧の場合しゅん工調査、高圧は送電時）に実施する計測器工事の検収作業の中で、計器と変成器の合番号、容量等の整合性および二次配線接続や変成器の電源負荷接続が正しいことについて確認する。	設備工事	都度
	高低圧の変成器付計測器を対象に実施する現地検収（抜き取り） ^(注) 時に、計器と変成器の合番号、容量等の整合性および二次配線接続や変成器の電源負荷接続が正しいことについて確認する。 (注) 抜き取り方法は、高低圧の変成器付計測器を施工した工事会社毎（工事組合のみを除く）に、完了済み工事の中から年5%程度を抜き取り、現地検収を行う。	検満工事	都度
計測器設備データの整合性確認	前述「6. 設備管理」における計測器設備整合性チェック処理による「計測器チェックリスト」において、合番号・容量・相線電圧のチェックによるエラーの有無について、担当者の処理とは別に、上長もシステムからその内容を確認する。	—	毎月

(3) 高圧複合計器の設定管理

高圧複合計器について、現在年月日時刻・計量確定日等の設定誤り防止を目的に、次の内容を実施する。

実施項目	実施内容	適用工事種別	実施時期
高圧計器設定ツールを使用した設定	<p>払出時に、配電担当^{※1}が高圧計器設定ツール^{※2}を使用して設定を行う。</p> <p>計器払出箇所が当社事業所以外の場合は、必要の都度、施工会社に計器を当社事業所に持参させ、配電担当が高圧計器設定ツールを使用して設定を行う。</p>	設備工事 および 検満工事	都度
計器設定チェック票を使用した設定	<p>下記①②の場合は、計器設定チェック票を使用して設定する^{※3}。</p> <p>① 高圧計器設定ツールが不具合等で使用できない場合</p> <p>② 計器払出箇所が当社事業所以外の場合</p>		

※1 配電担当は、高圧計器設定ツールの使用方法について事前に十分な教育を受ける。

※2 高圧計器設定ツールの詳細はN-1-6-2業務処理編を参照。

※3 設定は計器設定チェック票の内容を十分理解した者が行う。

※4 計器設定から240時間以内（節電機能が動作する前）に受電する。

※5 現地調査時（送電時）および現地検収（抜取り）時に実施する計測器工事の検収作業の中では、計器設定値の確認は行わない。

(4) 二重計量の防止に向けた管理

通常の新設のほか、他契約の新設時や既設建物の改修による契約分割等の計器増設時に、1 需要場所において複数の計測器が施設される場合における二重計量の防止を目的に、次の内容を実施する。

実施項目	実施内容	実施時期
工事図面への計測器電源接続先の明記	<p>施設される各計測器の電源側接続箇所が確認できる工事図面（計器増設時においては、既設の配線や配線工事に伴い新たに施工する各計測器の電源側接続箇所を含む）が施工会社から提出されていることを確認する。</p> <p>なお、工事図面には、計測器の電源接続先を明記させ、適正な配線となっていることを確認する。</p>	都度
施工会社による自主検査の実施確認	<p>施工会社による自主検査が漏れなく実施されていることを「しゅん工調査票 兼 引込線計測器工事チェック票」の点検項目「計測器へ接続される引込口配線はよいか（適正計量）」の自主点検欄に記載された内容により確認する。</p>	都度
計測器工事検収時における引込口配線の確認	<p>計測器工事検収時において「しゅん工調査票 兼 引込線計測器工事チェック票」の点検項目「計測器へ接続される引込口配線はよいか（適正計量）」として、引込口配線について工事図面と現地配線の照合を行い、電源側接続箇所の確認を徹底する。</p> <p>なお、工事図面と現地配線が異なる場合は、施工会社との立会確認の実施、または簡易負荷による詳細調査を配電担当者が実施し、施工会社に対し、正しい工事図面の提出を指示する。</p>	都度
施工会社への教育	<p>二重計量に関する施工側の要因が「施工時の不注意」および「2 計量方式に関する知識不足」であることから、電気工事業協同組合の主催により各地区電気工事業協同組合単位に年 1 回実施している電設工事研修会において、施工会社を対象に二重計量に関する教育を行う。</p> <p>教育にあたっては「施工会社教育資料」および「各事業所で作成した独自の資料」に基づき、深夜電力および融雪用電力契約における計量方法、二重計量の事例および再発防止対策等について教育を行う。</p>	年 1 回
しゅん工調査担当への教育	<p>二重計量に関する当社側の要因が「施工会社から提出される工事図面の記載範囲が不明確」および「しゅん工調査時の確認範囲が不明確」であることから、しゅん工調査担当者を対象に二重計量に関する教育を行う。</p> <p>教育にあたっては「施工会社教育資料」および「各事業所で作成した独自の資料」に基づき、深夜電力および融雪用電力契約における計量方法、二重計量の事例および再発防止対策等について教育を行う。</p> <p>なお、しゅん工調査担当以外の配電担当者についても、定例会議等を通じて、二重計量事象および再発防止対策について周知徹底を図る。</p>	年 1 回

(5) スマートメーターの誤結線防止に向けた管理

スマートメーター（SM）の電源負荷接続誤り防止を目的に、次の内容を実施する。

実施項目	実施内容	適用工事種別	実施時期
点検票等による確認	CT付計測器を施工する際は、「低圧変成器付計器工事自主検査票兼現地調査処理票」または「TS機能付変成器付SM工事自主点検票兼現地調査処理票」による確認を実施する。	CT付きSMを扱う全工事種別	都度
工事会社への教育	<p>工事前後における配線の接続状況やSM画面表示の確認等、再発防止対策を浸透させるため、電設業務研修会等の機会を利用し、電源負荷接続誤り事例および再発防止対策について教育を行う。</p> <p>教育にあたっては「低圧検満工事の手引き」および「各事業所で作成した独自の資料」に基づき、SMの電源負荷接続誤りの事例および再発防止対策等について教育を行う。</p>	---	年1回以上
しゅん工調査担当および異動作業担当への教育	<p>しゅん工調査による確認時および異動作業によるSM取付作業時に、配線の接続状況やSM画面表示の確認等、再発防止対策を浸透させるため、電源負荷接続誤り事例および再発防止対策について教育を行う。</p> <p>教育にあたっては「低圧検満工事の手引き」および「各事業所で作成した独自の資料」に基づき、SMの電源負荷接続誤りの事例および再発防止対策等について教育を行う。</p> <p>なお、しゅん工調査担当および異動作業担当以外の配電担当者についても、定例会議等を通じて、SMの電源負荷接続誤りの事象および再発防止対策について周知徹底を図る。</p>	---	年1回以上

8. 一般送配電業務の中立性・信頼性確保に関する管理

一般送配電事業者としての中立性・信頼性確保のため、「一般送配電業務の中立性確保に関する行動規定・行動マニュアル」に基づき、次の事項に留意する。

- (1) 託送供給等関連情報の目的外利用または提供の禁止
 - ・計測器業務で知り得た電気供給事業者^{※1}および需要者に関する情報などを特定関係事業者^{※2}（HD社員など）に伝えない。
 - ・他の小売電気事業者へのスイッチング情報などを特定関係事業者^{※2}に伝えない。
- (2) 計測器業務における差別的取扱いの禁止
 - ・工事費負担金を申し受ける工事設計において、特定関係事業者^{※2}から相談を受けて、恣意的に特定関係事業者の工事のみ安価に設計する等、不当に優先的な取扱いをする行為を行わない。
 - ・需要者に設置されている計量器の交換の可否や交換時期に関して、特定関係事業者の需要者であるか電気供給事業者の需要者であるかにより、不当に特定関係事業者の需要家を優遇する行為は行わない。
 - ・計量器の交換がある作業において、特定の小売電気事業者の需要者に対してのみ当該作業を拒否したり遅延させたりするなど、特定関係事業者の需要者に比して不当に差別的に取扱うことにより、需要者が当該特定関係事業者と取引せざるを得なくさせる行為は行わない。
 - ・特定関係事業者^{※2}からの供給申込について、正当な理由なく優先して工事を実施する行為は行わない。
 - ・オール電化の採用を条件に、標準を超える工事や配電盤の設置を無償で実施する等、オール電化を採用する需要家を不当に優遇的な取扱いをする行為は行わない。
- (3) 商号および商標の取扱い
 - ・検満工事のお知らせチラシに特定関係事業者と同一であると誤認されるおそれのある商号および商標（「エネモ」等）を使用しない。

※1 小売電気事業者、発電事業者、特定卸供給事業者

※2 北海道電力株式会社、北海道パワーエンジニアリング株式会社、ほくでんエコエナジー株式会社

VI. 関連業務

関連業務は、「購買・請負」「資材調達」「事故処理」「その他」に分類される。

1. 購買・請負

貯蔵品や副資材以外で工事に必要な物品は、購買により購入する。また、見積工事の場合は、工事に必要な資材を購買により購入し、工費については請負にて発注する。詳細は、「RJ-1-2 購買契約マニュアル」および「RJ-1-3 請負契約マニュアル」による。

なお、購買・請負請求については、上長に電子決裁を受ける。

2. 資材調達

(1) 電力量計請求予告月報

計測器は、資材担当箇所にて必要個数を一括で調達・配給を行っているため、未払い品が出ることはないよう、各事業所配電担当箇所は管内の倉出予定の計測器個数を資材担当箇所に毎月報告する。報告については、翌月の所要分をシステムから出力した「電力量計請求予告月報」により、毎月18日^(注)までに行う。

なお、検満工事分の計測器所要数はシステムにて自動集計されるが、検満工事以外(設備工事)の計測器工事所要数は自動集計対象外であることから、別途手補正する。

(注) 18日が休日の場合は翌営業日

(2) 特別検定計器請求予告月報

変成器付計器の資材請求において、特別検定を受ける計器を把握するため、翌月に請求する特別検定計器を明確にした「特別検定計器請求予告月報」をシステムから出力し、電力量計請求予告月報に添付して、報告する。

3. 事故処理

様々な要因で発生する計測器の故障・破損に関する事故に対して、次の該当する業務を行うものであり、各業務については上長確認を得る。

- (1) 高低圧事故計測器調査原票の作成および報告
- (2) スマートメーター(SM)不具合調査票の作成および報告
- (3) 協定に関わる業務
- (4) 計測器損害賠償請求に関わる業務

4. その他

上記以外の計測器に関連する業務を行うものであり、次に該当する業務については上長確認が必要である。

- (1) 未使用計測器(残材品等)の取扱い

Ⅶ. 計測器業務の委託

1. 委託業務

(1) 計測器受払い業務

- ・計測器工事・異動作業の実施に伴う計器類の受払い業務
- ・定数管理業務

(2) 低圧検満業務

- ・検満工事計画
- ・工事設計
- ・工程管理
- ・工事検収（道央統括支店直轄区域内を除く）

2. 委託の予算および実施計画

「N-1-1 配電業務管理マニュアル業務委託編（包括委託）」および「N-1-1 配電業務管理マニュアル業務委託編（一般）」によるものとする。

3. 委託業務の付託および受託

当社計測器管理者の承認を得た後、「業務付託票（委-2）」（N-1-1 配電業務管理マニュアル業務委託編（配電保守業務）参照）により、年度一括分を付託し、委託会社はこれを受託する。

4. 業務の実施

(1) 計測器受払い業務

(2) 低圧検満業務

委託業務の基本的な処理内容は、前述「Ⅳ-2. 検満工事」のとおりであり、業務遂行上必要となる工事組合・施工会社およびお客さま対応もあわせて実施する。また、委託業務を通じて、工事組合・施工会社およびお客さまからの当社への取次ぎや連絡事項および対応記録は「連絡箋（委-3）」（N-1-1 配電業務管理マニュアル業務委託編（包括委託）参照）を発行して行うものとする。

当社は、工事設計時と工事検収後に委託先から納入される検満計測器工事票等をもとに検収登録を実施するとともに、計測器管理システムにて都度委託業務の実施状況を確認する。